

## 内国旅行旅費支給に関する細則

平成24(2012)年3月17日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

令和4(2022)年3月26日 理事会改定

- 第1条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の内国旅行旅費（交通費、宿泊費）に関しては、定款による以外は、この細則による。
- 2 以下の各号のために旅行する会員に対して、この細則による旅費を支払うことができる。
    - 1) 総会、理事会、委員会及びそれらの準備会合への出席
    - 2) その他、定款第4条に定める本会の事業の遂行
  - 3 招待講演などのために本会の依頼により旅行する非会員に対して、この細則による旅費を支払うことができる。
- 第2条 交通費は、支給対象者の所属先の最寄り駅から用務先の最寄り駅までの鉄道賃の額を基本とする。
- 2 鉄道賃の額は、運賃、急行料金及び座席指定料金による。
  - 3 急行料金は、特別急行、普通急行又は準急行列車を運行する路線による旅行で特急料金は片道100km以上、普通急行列車又は準急行列車は片道50km以上旅行する場合に支給する。
  - 4 座席指定料金は、座席指定列車を運行する線路による旅行で片道100km以上旅行する場合に支給する。
  - 5 前項の規定に関わらず、連続した鉄道路が利用できない場合、鉄道賃と比較して経済的な航空賃を利用する場合は、実費額を支給する。
- 第3条 前条の規定に関わらず、学会事務局に近接する東京都、神奈川県、千葉県および埼玉県圏内の旅行については一律2,000円を支給する。ただし、2,000円を超える場合は、実費を支給する。
- 第4条 宿泊費は、旅行距離100kmを超え、かつ業務上複数日の滞在が必要な場合に、一泊につき10,000円を支給することができる。
- 2 前項に関わらず、用務が早朝から、または深夜におよぶ特別な事情がある場合は支給することができる。
- 第5条 次の事由により旅行を取りやめた場合、キャンセルに要する料金を支払う。
- 1) 3親等以内の親族の弔事の場合
  - 2) その他、天災、事故、天候等、特別に配慮すべき事由が生じた場合
- 第6条 用務においては茶菓を支給することができる。用務が昼食時間帯および夕食時間帯にかかる場合は、それぞれ弁当等を支給することができる。
- 2 事情により茶菓・弁当等を支給できない場合、相当額を支給することができる。
- 第7条 学術大会期間及びその前後1日以内の当該地域内での用務に関わる旅行については

支給の対象としないことを原則とする。

- 2 学術大会の運営に携わる実行委員に限っては、大会長の判断で大会予算の範囲内で支給することができる。

第8条 旅費の支給は予算の範囲内で行い、それを超える場合は理事会の承認を必要とする。

第9条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。